

第1章 計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の策定（見直し）にあたって

明和町では、平成16年3月に明和町環境基本計画（第一次計画）を策定し、町、町民、事業者が力を合わせ、環境保全活動に取り組んできました。

しかし、第1次計画策定から10年が経過し、環境問題の複雑・多様化が加速的に進むなど本町を取り巻く環境は大きく変化しました。

限りある資源や豊かな自然環境を守り、引き継いでいくためには、より一層環境への負荷の少ない社会の構築が必要です。

そのために、「第二次明和町環境基本計画」を策定し、環境に対する取り組みを推進していきます。

2. 計画の位置付け

この計画は明和町環境基本条例に基づいて策定されるもので、明和町における良好な環境の保全および創造に関する施策の基本的な方向を明らかにするものであり、町が長期的な視野に立って、環境行政を総合的かつ計画的に進めるための基本方針となるものです。

町は、この計画に基づきすべての施策の策定および実施にあたって、環境への負荷の低減その他環境の保全および創造のために必要な配慮を図るよう努めます。

また、町が環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定したり実施したりする場合にはこの計画との整合を図ります。

○明和町環境基本条例第9条

（環境基本計画）

第9条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、明和町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全及び創造に関する目標

（2）前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項。

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ町民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、明和町環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

3. 計画の対象地域及び環境の範囲

計画の対象地域は明和町全域とします。ただし、広域的な取り組みが必要とされる施策については県および近隣の市町村を視野にいれるものとします。

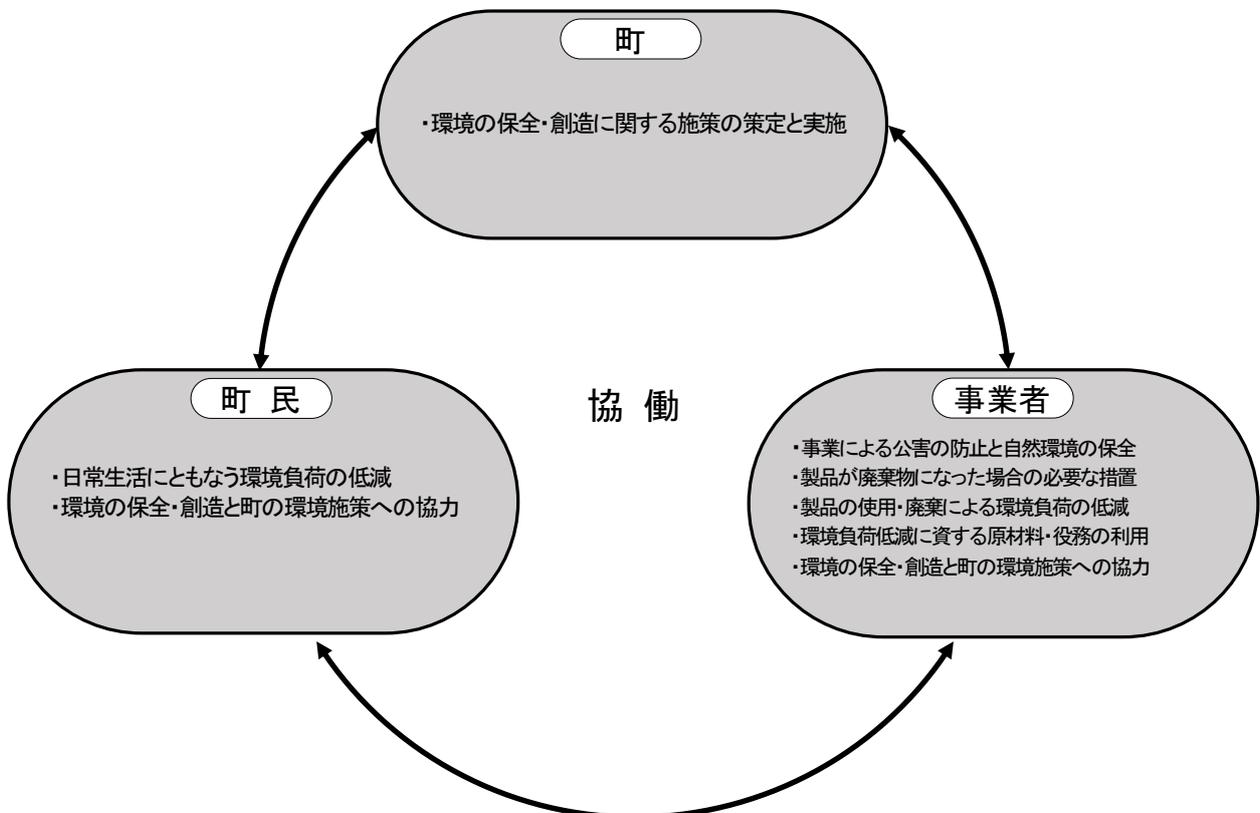
また、計画の対象とする環境の範囲は、生活環境、自然環境、地球環境とします。

4. 計画の期間

平成26年度（2014年度）を初年度とし、目標年度を平成35年度（2023年度）とします。ただし、社会情勢の変化や新たな環境問題に的確な対応をするために、必要に応じ見直しを行います。

5. 計画の推進主体とその役割

本計画を推進する主体とその役割を次の図に示します。



町、町民、事業者の3つの主体が適正に役割を分担し、互いに協力して計画を推進します。